グループ3-(4)ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況

以下が記載された36協定届を添付してください。

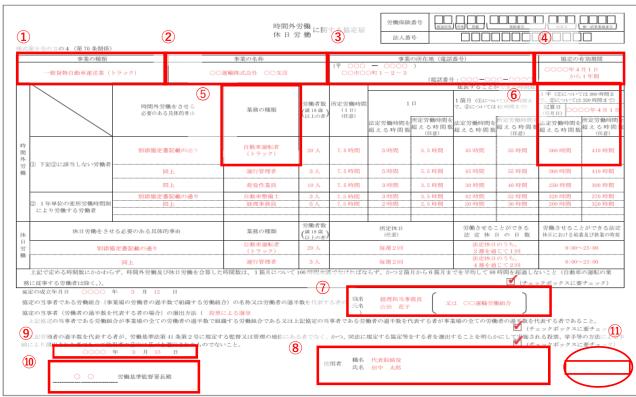
	項目	記載事項			
1	事業の種類	一般貨物自動車運送(トラック)であること			
2	事業の名称	事業者名、事業所名			
3	事業の所在地(電話番号)	事業所の住所、電話番号			
4	協定の有効期間	2024年7月1日が期間に入っていること			
5	業務の種類	自動車運転者又はこれに類する業務種類の記載があること			
6	法定労働時間を超える時間数	1年の法定労働時間を超える時間数(960時間未満 であること)			
7	協定の当事者である労働組合の名称又は 労働者の過半数を代表する者の職名、氏名	労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名、氏名			
8	使用者の職名、氏名	使用者の職名、氏名			
9	提出日	2023年7月2日~2024年7月1日の日付であること			
10		労働基準監督署の名称			
11)	受付印	労働基準監督署の受付印			

(36協定届の具体例)

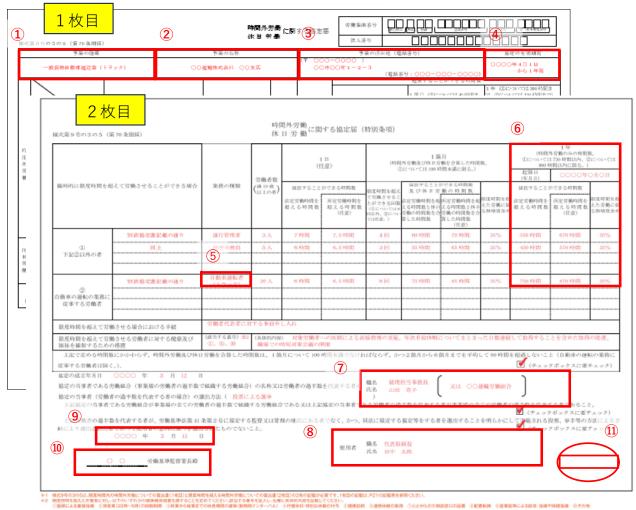
※下記①、②以外の36協定届についても、上記内容が記載されているかを

① 時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)



② 時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合 特別条項))



時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))**

※ 見本では、今年度改正後の新様式のみ掲載しておりますが、2024年7月1日(基準日)現在有効の36協定 届出書であれば、旧様式のものでも構いません。

厚生労働省 作成による協定書(記載例)

※記載例の第2条〜第4条の数字および点線枠内にある条文については、各事業者の実態に即して時間等の設定や記載可否の判断を行ってください。

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

○選輪株式会社代表取締役○○○(以下「甲」という。)と○○選輪労働組合執行委員長○
○○(○○選輪株式会社労働者代表○○○)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づも、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)を超える労働及び変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超える労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)並びに労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働)という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第○○条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を 行わせることができる。

	時間外労働を させる必要のある 具体的事由		従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間			
		業務の種類		1H	1箇月	1年	
	季節的な需要、発 注の増加に対処す るため	自動車運転者(トラック)	20 A	5 時間	45 時間	360 時間	
① 下記②に	一時的な道路事情 の変化等に対処す るため						
該当しない 労働者	季節的な需要、発 注の増加に対処す るため	運行管理者	3 人	5 時間	45 時間	360 時間	
	季節的な需要、発 注の増加に対処す るため	荷役作業員	10人	3 時間	30 時間	250 時間	
② 1年単位の 変形労働時間制に	予期せぬ車両トラブ ルに対処するため	自動車整備士	3 人	3 時間	42 時間	320 時間	
より労働する 労働者	月末の決算業務	経理事務員	5 A	2 時間	20 時間	200 時間	

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

3 第1項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合における手続及び限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置については、次のとおりとする。

限度時間を超えて労働させる場合 における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超えて労働させる労働 者に対する健康及び福祉を確保す るための措置	・対象労働者への医師による面接指導の実施 ・年次有給休暇についてまとまった日教連続して取得することを含めた取得の促進 ・職場での時短対策会議の関係

4 自動車運転者(トラック)については、第1項の規定により時間外労働を行わせることによって改善基準告示に定める1箇月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、第1項の時間外労働時間の限度とする。

第5条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合において も、自動車運転者(トラック)については、各条に定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日 労働を合質」た時間数は1箇月について10個時間未満となるよう努めるものとする。

第6条 第2条から第4条までの規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者(トラック)については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第7条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通 知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通

第8条 第2条及び第4条の表における1年の起算日はいずれも \bigcirc 年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、○年4月1日から○年3月31日とする。

○ 年 3 月 12 日

	○○運輸労働組合		
	執行委員長	0000	印
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	○○運輸株式会社		
	穷锄者代表	0000	印
	○○運輸株式会社		
	代表取締役	0000	印

第3条 甲は、就業規則第○○条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わ せることができる。

休日労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる法定休日の 日数並びに始業及び終業の時刻		
季節的な需要、発注の増加に対 処するため	自動車運転者 (トラック)	201	- 法定休日のうち、2週を通じて1回 - 始業時刻 午前9:00 - 終業時刻 午後11:00		
季節的な需要、発注の増加に対 処するため	連行管理者	(3)	- 法定休日のうち、4週を通じて2回 - 始葉時刻 午前9:00 - 終業時刻 午後11:00		

2 自動車運転者(トラック)については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1筒月及び1年についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴う臨時的な場合であって、次のいずれかに該当する場合は、第2条の規定に基づき時間外労働を行わせることができる時間を超えて労働させることができる。

	臨時的に限度時間を 超えて労働させる ことができる場合	業務の 種類	従事する 労働者数 (満18歳 以上の者)	18	1日 1筒		1年
				延長する ことができる 時間数	限度時間を 超えて 労働させる ことができる 回数	延長する ことができる 時間数及び 休日労働の 時間数	延長する ことができる 時間数
① 下記②に 該当しない	突発的な顧客需要、発注の増加に 対処するため	運行 管理者	(<u>3</u>]).	7 時間	4 10	60 時間	550]時間
労働者	予算、決算業務の 集中	経理 事務員	[5]A	6 時間	3 @	55 時間	450 時間
② 自動車の運転の 業務に従事する 労働者	突発的な顧客需要、 発注の増加に対処 するため	自動車 運転者 (トラック)	20 人	6 時間	8.0	75 時間	750 時間

前項の規定に基づいて限度時間を超えて労働させる場合の割増率は35%とする。 は、時間外労働が1筒月60時間を超えた場合の割増率は50%とする。

36協定届に1年の法定労働時間を超える時間数(960時間未満)の記載がない場合は、36協定届に加え必ず「協定書」のコピーを添付してください。

労働組合の代表者又は労働者代表の氏名、 押印があること。

使用者の代表者の氏名、押印があること。